

老人保健・福祉医療助成制度および 医療証(資格証)の更新について

現在、各医療に該当すると思われる人に、医療証(資格証)の更新手続きを実施しています。

申請書類が届きましたら、速やかに手続きを行ってください。

助成を受けることができる人は、五條市に住所を有する、国民健康保険の被保険者、社会保険本人および被扶養者の人で、次の要件に該当する人です。

制度名		支給要件		
国の制度	老人保健法 医療受給者証	満75歳以上の人(誕生月の翌月1日より)および政令で定める障害のある(状態が身体障害者手帳1～3級および4級の一部、障害年金1・2級、療育手帳A、精神障害者保健手帳1・2級に該当する人)65歳～75歳の人。ただし、昭和7年9月30日以前生まれの人は従来どおり老人保健の対象(政令で定める障害のある65歳～75歳の人も同様)です	所得制限なし	
	老人医療	昭和15年7月31日以前に生まれた満65歳～69歳の人で、本人・配偶者・扶養義務者(子・孫・兄弟等)とも住民税所得割が非課税の人 世帯あるいは保険が別であっても同一家屋で住んでいる場合、また離れて住んでいる子の社会保険加入者はその被保険者も上記と同様に全員の住民税所得割が非課税であること	課税制限あり	
県の制度	乳幼児医療	0歳児～2歳児	出生の日から満3歳となる月の末日まで(1日生まれの人は前月末まで)ただし、乳幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
		3歳児～就学前	満3歳となる月の翌月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ただし、幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
	心身障害者医療	1歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり	
	母子医療	母子家庭の母と18歳未満(18歳の年度末)の児童および両親のいない18歳未満(18歳の年度末)の児童を養育している夫のいない女子または未婚の女子	所得制限あり	
	重度心身障害老人等医療	老人保健制度に該当する人のうち、身障手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり	

福祉医療については、7月中旬に申請済の人のうち該当者に資格証を発行します。申請手続きを行っていない人については、各医療制度の適用は受けられませんので注意してください。

この医療助成制度については申請主義ですが、五條市では、これらの制度のうち便宜上

- ・老人保健法に該当すると思われる人・・・誕生月末に案内のハガキ
- ・幼児医療(3歳児～就学前)に該当すると思われる人・・・満3歳の誕生月の初めに申請書(手紙)を送付していますが、住民票のない人、転入した人、また条件の把握ができない人等については通知できない場合があります。

申請時には、健康保険証、印鑑が必要です。また転入した人については、前住所地での所得証明等が必要です。

現在老人保健・福祉医療証をお持ちの人で住所・氏名・加入医療保険の変更や資格喪失『死亡・転出・婚姻(母子)』等の場合は必ず届けてください。

老人保健受給者で1か月の医療費が高額になった場合

「高額医療支給申請書」を提出していただく必要がありますが、高額の結果が出るまで時間を要しますので市役所から通知があるまでお待ちください。なお、一度申請をすると変更がない限り提出する必要はありません。

老人保健受給者が入院した場合

住民税非課税世帯の老人保健受給対象者あるいは老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置対象者は、「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請を行ってください。入院時の一部負担金および食事代が軽減されます。

問合先 保険課福祉医療係 ㊦(内線373、393)

住民課 ㊦(内線26)

住民厚生課 ㊦(内線43)